

雇人第25-1号
令和8年4月15日

各位

埼玉県産業労働部雇用・人材戦略課長
関根 昌浩 (公印省略)

「働き方改革推進アドバイザー派遣事業」及び
「カスタマーハラスメント防止対策コンサルタント派遣事業」の御案内

働き方改革の推進につきましては、日頃から格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて県では、誰もが安心して、いきいきと働き続けられる社会を実現するため、社会保険労務士等の専門家を、働き方改革に取り組む事業者等に「働き方改革推進アドバイザー」として、カスタマーハラスメント防止対策に取り組む県内の事業者等に「カスタマーハラスメント防止対策コンサルタント」として無料で派遣することで、事業者等が抱える課題解決の支援をしています。

つきましては、当事業への参加について、御検討いただきますようお願いいたします。

なお、当事業は「株式会社TMC経営支援センター」に委託し実施しています。事業の詳細及び派遣申込などの問合せは、別添チラシを御覧の上、委託事業者までお問合せください。

また、本案内についての御質問等は、以下の本県担当者までお問合せください。

<本案内についてのお問合せ>

担 当 働き方改革推進担当 小林、須貝

電 話 048-830-3963

048-830-4518

※事業に関する内容は委託事業者まで直接お問合せください